

## 不妊治療費の助成拡大!

保健医療課 ☎ 42-5633

- 市は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要した費用に対して、広島県の特定不妊治療費助成額を除いた費用の全額を助成します。
  - 対象者
    - 次のいずれにも該当する方
    - 夫又は妻のいずれか一方もしくは両方が安芸高田市内に住所を有する方
    - 広島県の特定不妊治療費助成承認決定を受けた方
    - 市民税等を滞納していない方
  - 申請期間
- 広島県の不妊治療費助成が決定した日から起算して2か月以内
- 申請関係書
    - 安芸高田市不妊治療支援事業申請書
    - 広島県不妊治療支援事業決定通知書の写し
    - 広島県不妊治療支援事業申請書の写し
    - 広島県不妊治療費助成申請に係る証明書の写し
    - 印鑑及び申請者が口座名義人となっている通帳の口座番号のわかるもの



## 乳幼児等医療制度の受給対象範囲拡大!

保健医療課 ☎ 42-5619

市は、少子化が急速に進展する中、子育て支援並びに子育て環境のさらなる充実を図ることを重要政策としています。

その一環として、平成28年8月1日から、現在中学生までの方に受給対象としてご利用いただけます。乳幼児等医療制度の受給対象範囲を18歳まで拡大することにしました。

これにより、市の子育て家庭のさらなる負担軽減を図ることができます。なお、今年度中に16歳〜18歳になられる方には、すでに郵送にて申請書を送付しております。詳しくは、保健医療課にお問い合わせください。

※受給対象者が結婚している場合や社会保険の被保険者である場合、また生活保護、ひとり親家庭等医療制度、重度心身障害者医療制度を受給している場合は対象外です。



## ご存知ですか? 児童扶養手当

子育て支援課 ☎ 47-1283

- 父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童が養育される家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
- 支給対象者
  - 18歳未満の児童（児童が障害を有する場合は20歳未満）を養育している、次のいずれかの条件に当てはまる母、父、または児童を養育している人
  - 父母が離婚している
  - 父または母が
    - 死亡している
    - 重度の障害の状態にある
    - 1年以上遺棄している
    - 1年以上拘禁されている
  - 配偶者からの暴力による裁判所の保護命令を受けている
  - 婚姻によらないで児童が生まれ、父または母からの養育を受けていない
- 支給されない場合
  - 日本国内に住んでいない
  - 児童を養育する父または母が婚姻したとき（事実婚を含む）
  - 児童が児童福祉施設などに入所している
- 所得制限
  - 受給者本人または扶養義務者の前年所得が一定額以上である場合は、手当の一部または全部が支給されません。
  - 申請に必要な資料等
    - 印鑑
    - 申請者名義の金融機関の通帳
    - 申請者の年金手帳
    - 市外本籍地の方は戸籍謄本
- 世帯の状況に応じて、必要な資料が異なりますので、必ず事前にご相談ください。
- 現況届の提出
  - 児童扶養手当を受給している人は、毎年現況届の提出が必要で、書類を郵送しますので受給者本人が8月31日までに手続きをしてください。

平成28年8月分から児童扶養手当の加算額が、増額されます。

【第2子】月額5千円→  
最大で月額1万円に

【第3子以降】月額3千円→  
最大で月額6千円に

※平成28年8月から同年11月分は平成28年12月に支払われます。

## 安芸高田市重度障害者外出支援サービス (タクシー利用助成)

社会福祉課 ☎ 42-5615

- 対象となる障害のある方に対して、市内の指定タクシー業者で利用できるタクシーチケット（お太助タクシーチケット）を交付します。チケットは1枚500円で、交付枚数は1カ月につき8枚です。申請された月から当該年度3月までのチケットをまとめて交付します。
- ※自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は交付枚数が半分に なります。
- 対象となる方
  - 次の手帳をお持ちの方
  - ①視覚・下肢・体幹機能・移動機能障害の障害等級が3級以上である身体障害者手帳
  - ②障害程度がAまたはAの療育手帳
  - ③障害等級が1級の精神障害者保健福祉手帳
- 対象外となる方
  - ①居住地特例で市内の施設に入所などをされ他市町の支援を受けている方
  - ②障害者通院交通費を受けている方
  - ③高齢者タクシー利用助成を受けている方



## 知っていますか?

公益社団法人広島被害者支援センター

☎ 082-544-1110

同センターは、犯罪被害に遭われた被害者とその家族を支援する民間団体で、電話・面接相談をはじめ裁判所への付き添いなどの直接支援事業やさまざまな被害の早期回復や軽減を図るための支援活動をしています。

■ひとりで悩まないでこんなときに電話して下さい

- 事件や事故に遭ってしまった
- 心に深い傷を負った
- 家族が被害を受けた

広島被害者支援センターは「犯罪被害者等早期援助団体」で、犯罪・事故の被害者やその家族をサポートします。

※電話・面接での相談、まずは電話して下さい

公益社団法人広島県被害者支援センター  
☎ 082-544-1110  
広島市中区立町1-24



## ご存知ですか? 特別児童扶養手当

子育て支援課 ☎ 47-1283

- 身体、知的または精神に障害を有する児童を養育している方に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
- 身体障害者手帳や療育手帳の有無は問いませんが、医師が作成した診断書の審査を受ける必要があります。
- 支給対象者
  - 20歳未満で身体、または知的、精神に重度または中度の障害があり、一定の介助等の必要がある児童を監護する父、母または養育する人
  - 支給されない場合
    - 日本国内に住んでいない
    - 障害を事由とする年金給付を受けることができる
    - 児童福祉施設などに入所している
  - 申請に必要な資料等
    - 印鑑
    - 申請者名義の金融機関の通帳
    - 申請者と対象児童の戸籍謄本
- 所得制限
  - 受給者本人、配偶者または扶養義務者の前年所得が一定額以上である場合は、その年の8月から翌年の7月までは手当の支給が停止されます。
- 現況届の提出
  - 特別児童扶養手当を受給している人は、毎年現況届の提出が必要で、書類を郵送しますので9月11日までに提出してください。

手当区分	平成28年度 4月からの月額	
児童扶養手当 (全部支給)	42,330円	
特別児童扶養手当	1級	51,500円
	2級	34,300円